

1 事業名

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市自転車駐車場条例における自転車駐車場の一時利用及び定期利用の単位を明確にするため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、状況に応じた利用の単位を定めている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第93号 所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

別表第2中 「一時利用
(1日1回)」 を 「一時利用」 に改め、同表所沢駅

西口第1自転車駐車場の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「一時利用」とは、入場から出場までを単位とする1回ごとの自転車駐車場の利用をいう。一時利用における利用料金は、入場から24時間までごとに自転車にあつては110円、原動機付自転車にあつては160円とする。
- 2 この表において「定期利用」とは、月の初日から末日までの1箇月を単位とする自転車駐車場の利用をいう。

別表第2中 「一時利用
(1日1回)」 を 「一時利用」 に改め、同表所沢駅

西口第1自転車駐車場の項を削り、同表備考中「利用許可の期間を超過した場合における超過した期間の」を「一時利用を行う場合における」に、「1日につき」を「24時間ごとに」に改める。